

2021年12月1日

グラスゴーを踏まえて

公益財団法人 国際通貨研究所
理事長 渡辺 博史

COP26のグラスゴー会合が閉幕したが、各国の思惑が錯綜し、すっきりした収束にはならなかった。

石炭火力の問題について、日本に厳しめの評価が続いたが、これはまさに原発への態度をどうするかを含めたエネルギー計画を明確にすることを日本に求めている。来年の参議院議員選挙を終えるまで、なかなかハッキリしたことは決まらないと言われているが、逆に言えば、終わった後には本当に決められるのかが問われている。

今回の議論の背景ともなるいくつかの発言で気になったことを三つほど述べてみたい。

第一は、開催国イギリスへの批判である。温暖化防止策を大きく進めようという姿勢を明確にした同国に対して、「イギリスは産業構造において、製造業を放棄したというか、競争力の無さで製造業競争から排除され、金融業と不動産業に特化した。いずれも相対的にはCO₂の排出が少ない業態である。そのような国が、製造業を中心に世界が必要とする物資を供給している、あるいはこれから供給しようとしている国を同じスケールの上で評価し、目標設定を強制するのはおかしい。」というものであった。先進国のこれまでのアクションに対する正当な「負の評価」を行わないのは、これから成長して生活水準を引き上げようとしている開発途上国、新興国の営為を単に不当に制約しているというのは、これまでも言われてきたが、産業構造選択にまで言及したのは今回が初めてである。更に「イギリス、ロンドンを拠点とする金融により、新興国、開発途上国で行われたプロジェクトに起因するCO₂排出を、何処に帰属させ、如何に負担を求めるのか？」という議論にまで深まってきている。先進国がITを中心とするサービス業に大幅に傾斜する中で、この議論はますます先鋭化していくものと思われる。

第二は、貿易収支の黒字、赤字に関するものである。米中間においてもこの議論自体は二大国間の重要な関心事項であるが、新興国、開発途上国からは、(特に米国を名指したもので無いが)、「国際収支の大幅な赤字を有する国は黒字国をいつも非難するが、黒字国の生産物の相当部分は赤字国の国民によって費消されている。自国民向け供給をコスト面から放棄した国が、他国に生産及びそれによるCO₂排出を強いているだ

けではないか。」というものである。「輸入品に対しては正当な対価を払っている」と赤字国側は反論するが、これに対しては「今後 CO2 の排出規制が緩い国、結果として排出が多い国に対しては、その排出規制水準、排出量を基準とした国境調整負担（税、関税）を輸出入品に課そうとしているが、これは不当ではないか。」と再反論されている。この国境調整が功を奏して、規制の緩い国からの輸入が減り赤字を国内の生産に転換し、より排出の少ない生産に移行していけば良いが、なかなかそうはならないだろう。製造業を主力産業とする黒字国同士の競争を厳しくさせるだけではないか、ということも考えて行く必要が有るのではないか。

第三は、グラスゴーでの議論に直接係るものではないが、最近接したニュースによれば、「Green」あるいは「ESG」、「SDGs」と冠した債券の発行量が大きく伸びているようである。資金提供側が、単なるみかけの「良い」債券保有の姿勢を示すだけでは無く、環境改善につながるプロジェクトの遂行を支援することを通じて環境問題に大きな貢献をしようということであれば、評価してよい事象ではあるが、この Green 認定を誰が、どの程度厳格に行っているかが必ずしも判然としない。どうみても「ナンチャッテ・グリーン」にしかならない Green washing もどきがまだ含まれている感じが強い。もちろん、現在示されている基準を守っているものだけが「冠」付与債券になっているものと信じたいが、今後、見直しを経て、より基準が厳格になった時に如何に対応するかの構図がまだ不安定な感じがする。「非 Green」認定された債券の保有者は、その保有動機によっては、売却を当然とするだろうが、その被売却債券がどう処理されるのかについては、明確な指針を立てる必要がある。既に議論はされているが、まだ明確かつ異論のない形でまとまてはいないのではないか。さらに、債券発行ではなく、ローンの形で資金供与がされたときに、仮に認定変更が生じた場合には、借り手、貸し手双方に相当の負荷がかかる可能性が無いのかどうか、しっかり見極めることが涵養である。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代)

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>